

令和 2 年 3 月
令和 2 年 第 2 回 栃 木 市 議 会 定 例 会
議 案 説 明 書

栃 木 市

番 号	件 名	
議案第14号	栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第15号	栃木市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について	4
議案第16号	栃木市予防接種委員会条例の一部を改正する条例の制定について	8
議案第17号	都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12
議案第18号	栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	16
議案第19号	栃木市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	26
議案第20号	栃木市立大宮南小学校教育振興基金条例を廃止する条例の制定について	30
議案第21号	財産の処分について（栃木市千塚町地内）	31
議案第22号	財産の処分について（栃木市千塚町地内）	35
議案第23号	財産の処分について（日光市瀬川地先）	38
議案第24号	指定管理者の指定について（栃木地区急患センター）	40
議案第25号	市道路線の認定について	41
議案第26号	市道路線の廃止について	45
議案第27号	市道路線の変更について	48
議案第28号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	52
議案第29号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	54
議案第30号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	56

(市民生活課)

議案第14号

栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

国の印鑑登録証明事務処理要領の一部改正を踏まえ、印鑑の登録資格者から成年被後見人を一律に除外する規定を見直すため、栃木市印鑑条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

印鑑の登録を受けることができない者のうち、成年被後見人を意思能力を有しない者に改めること。(第2条関係)

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

議案第14号(市民生活課)

栃木市印鑑条例の一部を改正する条例

現

行

(登録資格)

第2条 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者(満15歳未満の者及び成年被後見人を除く。)は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。

改 正 案

(登録資格)

第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者（満15歳未満の者及び意思能力を有しない者を除く。）は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。

栃木市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

高齢者福祉施策の見直しに当たり、敬老祝金の支給内容を改めるため、栃木市敬老祝金支給条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 支給要件を85歳の誕生日を迎える者と100歳の誕生日を迎える者に改めること。(第2条関係)
- 2 支給額及び支給時期を定めること。(第3条関係)

[参照条文]

議案第14号と同じ。

THE
STATE OF
NEW YORK
IN SENATE,
January 15, 1907.

議案第15号（地域包括ケア推進課）

栃木市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

現

行

（支給要件）

第2条 市は、9月1日において本市に引き続き1年以上住所を有する者で、当該年度において次のいずれかに該当するものに対し、敬老祝金を支給する。

- (1) 85歳の誕生日を迎える者
- (2) 90歳の誕生日を迎える者
- (3) 95歳の誕生日を迎える者
- (4) 100歳の誕生日を迎える者
- (5) 101歳以上の誕生日を迎える者

（敬老祝金の額等）

第3条 敬老祝金の額及びその支給方法については、規則で定める。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

改 正 案

(支給要件)

第2条 市は、9月1日において本市に引き続き1年以上住所を有する者で、当該年度において85歳の誕生日を迎えるもの及び100歳の誕生日を迎えるものに対し、敬老祝金を支給する。

(敬老祝金の額及び支給時期)

第3条 敬老祝金の額は、次の表のとおりとする。

対象者	金額
85歳の誕生日を迎える者	10,000円
100歳の誕生日を迎える者	100,000円

2 敬老祝金の支給時期は、9月とする。

(健康増進課)

議案第16号

栃木市予防接種委員会条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市予防接種委員会の委員推薦団体の変更にあたり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市予防接種委員会条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

委員を推薦する団体を栃木市医師会から一般社団法人下都賀郡市医師会に変更すること。(第3条関係)

[参照条文]

議案第14号と同じ。

議案第16号（健康増進課）

栃木市予防接種委員会条例の一部を改正する条例

現	行
<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>栃木市医師会</u>が推薦する者</p> <p>(3)～(5) 略</p>	

改 正 案

(組織)

第3条 略

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 略

(2) 一般社団法人下都賀郡市医師会が推薦する者

(3)～(5) 略

(都市計画課)

議案第17号

都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

提案理由

開発行為に係る公園等の設置が義務付けられる開発区域の面積を緩和するため、都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

公園等の設置が義務付けられる開発区域の面積の最低限度を3000平方メートルから1ヘクタールに緩和すること。(第5条関係)

[参照条文]

議案第14号と同じ。

議案第17号（都市計画課）

都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部を改正する条例

現

行

（趣旨）

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第33条第4項及び第34条第11号の規定に基づき、市街化調整区域に係る開発行為の許可基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（法第33条第4項の規定により条例で定める敷地面積の最低限度）

第5条 法第33条第4項の規定により第3条に規定する土地の区域における前条に規定する建築物の敷地面積の最低限度は、200平方メートルとする。ただし、市長が良好な住居等の環境の形成又は保持のため支障がないと認める場合は、この限りでない。

（委任）

第6条 略

改 正 案

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第33条第3項及び第4項並びに第34条第11号の規定に基づき、開発行為の許可基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(法第33条第3項の規定により条例で定める公園等の設置が義務付けられる開発区域の面積の最低限度)

第5条 法第33条第3項の規定により条例で定める政令第25条第6号に規定する公園、緑地又は広場の設置が義務付けられる開発区域の面積の最低限度は、1ヘクタールとする。

(法第33条第4項の規定により条例で定める敷地面積の最低限度)

第6条 法第33条第4項の規定により第3条に規定する土地の区域における第4条に規定する建築物の敷地面積の最低限度は、200平方メートルとする。ただし、市長が良好な住居等の環境の形成又は保持のため支障がないと認める場合は、この限りでない。

(委任)

第7条 略

(建 築 課)

議案第18号

栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市手数料条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

複数建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査手数料の額を定めること。(別表第2関係)

[参照条文]

議案第14号と同じ。

1. The Commission has received information from the
2. Department of Health and Human Services (HHS) that
3. the Centers for Disease Control and Prevention (CDC)
4. has been conducting a study on the health effects of
5. second-hand smoke. The study is currently in progress
6. and is expected to be completed by the end of the
7. year. The Commission is interested in the results
8. of this study and would like to receive a copy of
9. the final report as soon as it is available.

議案第18号（建築課）

栃木市手数料条例の一部を改正する条例

現 行		
別表第2（第2条関係）		
手数料を徴収する事項	手数料の名称及び区分	手数料の金額
1～49 略	略	略
50 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 1 <u>建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</u> 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)・(2) 略 2 略	
51 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 1 建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項（2を除く。）において「計画」という。）の変更の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該計画の変更が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合している旨を証する書類の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 一戸建ての住宅に係る申請 前項の右欄の1の(1)のイに規定する金額の2分の1に相当する金額 イ 共同住宅等に係る申請 前項の右欄の1の(1)のイに規定する金額の2分の1に相当する金額	

改 正 案

別表第2 (第2条関係)

手数料を徴収する事項	手数料の名称及び区分	手数料の金額
1～49 略	略	略
50 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 1 <u>建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</u> 一の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額 (1)・(2) 略 2 略	
51 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 1 建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項（2を除く。）において「計画」という。）の変更の認定の申請に対する審査 <u>一の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額</u> (1) 当該計画の変更が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合している旨を証する書類の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア <u>計画の認定を受けた一戸建ての住宅に係る申請</u> 前項の右欄の1の(1)のアに規定する金額の2分の1に相当する金額 イ <u>新たに追加する一戸建ての住宅に係る申請</u> 前項の右欄の1の(1)のアに規定する金額 ウ <u>計画の認定を受けた共同住宅等に係る申請</u> 前項の右欄の1の(1)のイに規定する金額の2分の1に相当する金額 エ <u>新たに追加する共同住宅等に係る申請</u> 前項の右欄の	

ウ 一の建築物全体に係る申請(ア及びイに掲げる申請を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額

(ア) 計画の認定を受けた住宅部分、((イ)に係るものを除く。) について、前項の右欄の1の(1)のウの(ア)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(イ) 計画の認定を受けた共同住宅等の部分について、前項の右欄の1の(1)のウの(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(ウ) 計画の認定を受けた非住宅部分について、前項の右欄の1の(1)のウの(ウ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(エ) 新たに追加する住宅部分、共同住宅等の部分又は非住宅部分について、前項の右欄の1の(1)のウに規定する金額

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 一戸建ての住宅に係る申請 前項の右欄の1の(2)のアに規定する金額の2分の1に相当する金額

イ 共同住宅等に係る申請 前項の右欄の1の(2)のイに規定する金額の2分の1に相当する金額

ウ 一の建築物全体に係る申請(ア及びイに掲げる申請を除く)

1の(1)のイに規定する金額

オ 一の建築物全体に係る申請(アからエまでに掲げる申請を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額

(ア) 計画の認定を受けた住宅部分((イに係るものを除く。)について、前項の右欄の1の(1)のウの(ア)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(イ) 計画の認定を受けた共同住宅等の部分について、前項の右欄の1の(1)のウの(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(ウ) 計画の認定を受けた非住宅部分について、前項の右欄の1の(1)のウの(ウ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(エ) 新たに追加する住宅部分、共同住宅等の部分又は非住宅部分について、前項の右欄の1の(1)のウに規定する金額

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 計画の認定を受けた一戸建ての住宅に係る申請 前項の右欄の1の(2)のアに規定する金額の2分の1に相当する金額

イ 新たに追加する一戸建ての住宅に係る申請 前項の右欄の1の(2)のアに規定する金額

ウ 計画の認定を受けた共同住宅等に係る申請 前項の右欄の1の(2)のイに規定する金額の2分の1に相当する金額

エ 新たに追加する共同住宅等に係る申請 前項の右欄の1の(2)のイに規定する金額

オ 一の建築物全体に係る申請(アからエまでに掲げる申請

現

行

く。) 次に掲げる金額を合算した金額

(ア) 計画の認定を受けた住宅部分 ((イ)に係るものを除く。) について、前項の右欄の1の(2)のウの(ア)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(イ) 計画の認定を受けた共同住宅等の部分について、前項の右欄の1の(2)のウの(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(ウ) 計画の認定を受けた非住宅部分(モデル建物法を用いるものに限る。) について、前項の右欄の1の(2)のウの(ウ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(エ) 計画の認定を受けた非住宅部分(標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。) について、前項の右欄の1の(2)のウの(エ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(オ) 新たに追加する住宅部分、共同住宅等の部分又は非住宅部分について、前項の右欄の1の(2)のウに規定する金額

2 1の申請に併せて行う法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査 次に掲げる金額を合算した金額

(1) 床面積(建築物の計画の変更に係る部分にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1、床面積の増加する部分にあっては当該増加する部分の床面積、建築物の計画を変更し、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1)の合計に応じ、前項の右欄の2の(1)に規定する金額

(2) 構造計算適合性判定を要する建築物に該当する建築物に

改 正 案

を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額

(7) 計画の認定を受けた住宅部分 ((イ)に係るものを除く。) について、前項の右欄の1の(2)のウの(7)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(イ) 計画の認定を受けた共同住宅等の部分について、前項の右欄の1の(2)のウの(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(ウ) 計画の認定を受けた非住宅部分(モデル建物法を用いるものに限る。) について、前項の右欄の1の(2)のウの(ウ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(エ) 計画の認定を受けた非住宅部分(標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。) について、前項の右欄の1の(2)のウの(エ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(オ) 新たに追加する住宅部分、共同住宅等の部分又は非住宅部分について、前項の右欄の1の(2)のウに規定する金額

2 1の申請に併せて行う法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査 次に掲げる金額を合算した金額

(1) 床面積(建築物の計画の変更に係る部分にあつては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1、床面積の増加する部分にあつては当該増加する部分の床面積、建築物の計画を変更し、大規模の修繕又は大規模の様替をする場合にあつては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1)の合計に応じ、前項の右欄の2の(1)に規定する金額

(2) 構造計算適合性判定を要する建築物に該当する建築物に

現

行

については、前項の右欄の2の(2)に規定する金額

- (3) 法第87条の4に規定する建築設備が設置される建築物については、当該建築設備の計画を変更した建築設備にあつては当該変更に係る一の建築設備ごとに8,000円(小荷物専用昇降機については、6,000円)、新たに設置する建築設備にあつては前項の右欄の2の(3)に規定する金額

52 略

略

改 正 案

については、前項の右欄の2の(2)に規定する金額

- (3) 法第87条の4に規定する建築設備が設置される建築物については、当該建築設備の計画を変更した建築設備にあつては当該変更に係る一の建築設備ごとに8,000円(小荷物専用昇降機については、6,000円)、新たに設置する建築設備にあつては前項の右欄の2の(3)に規定する金額

52 略

略

(監査委員事務局)

議案第19号

栃木市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

引用する法律の題名及び条項を改めること。

(第6条及び第10条関係)

〔参照条文〕

議案第14号と同じ。

THE UNIVERSITY OF CHICAGO
DEPARTMENT OF CHEMISTRY

議案第19号(監査委員事務局)

栃木市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

現

行

(書面審理)

第6条 略

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

3～5 略

(手数料の額等)

第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料(以下この条及び次条において「手数料」という。)の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を情報通信技術利用法第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法 前号に掲げる交付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。)によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき
10円

2 略

改 正 案

(書面審理)

第6条 略

2 前項の規定にかかわらず、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

3～5 略

(手数料の額等)

第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料（以下この条及び次条において「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を情報通信技術活用法第7条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法 前号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき
10円

2 略

(学校施設課)

議案第20号

栃木市立大宮南小学校教育振興基金条例を廃止する条例の制定
について

提案理由

栃木市立大宮南小学校教育振興基金の全額を処分したことから、当該基金を廃止するため、栃木市立大宮南小学校教育振興基金条例を廃止することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

議案第14号と同じ。

財産の処分について

提案理由

栃木市千塚町地内の土地を日清医療食品株式会社に売却することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9) 以下略

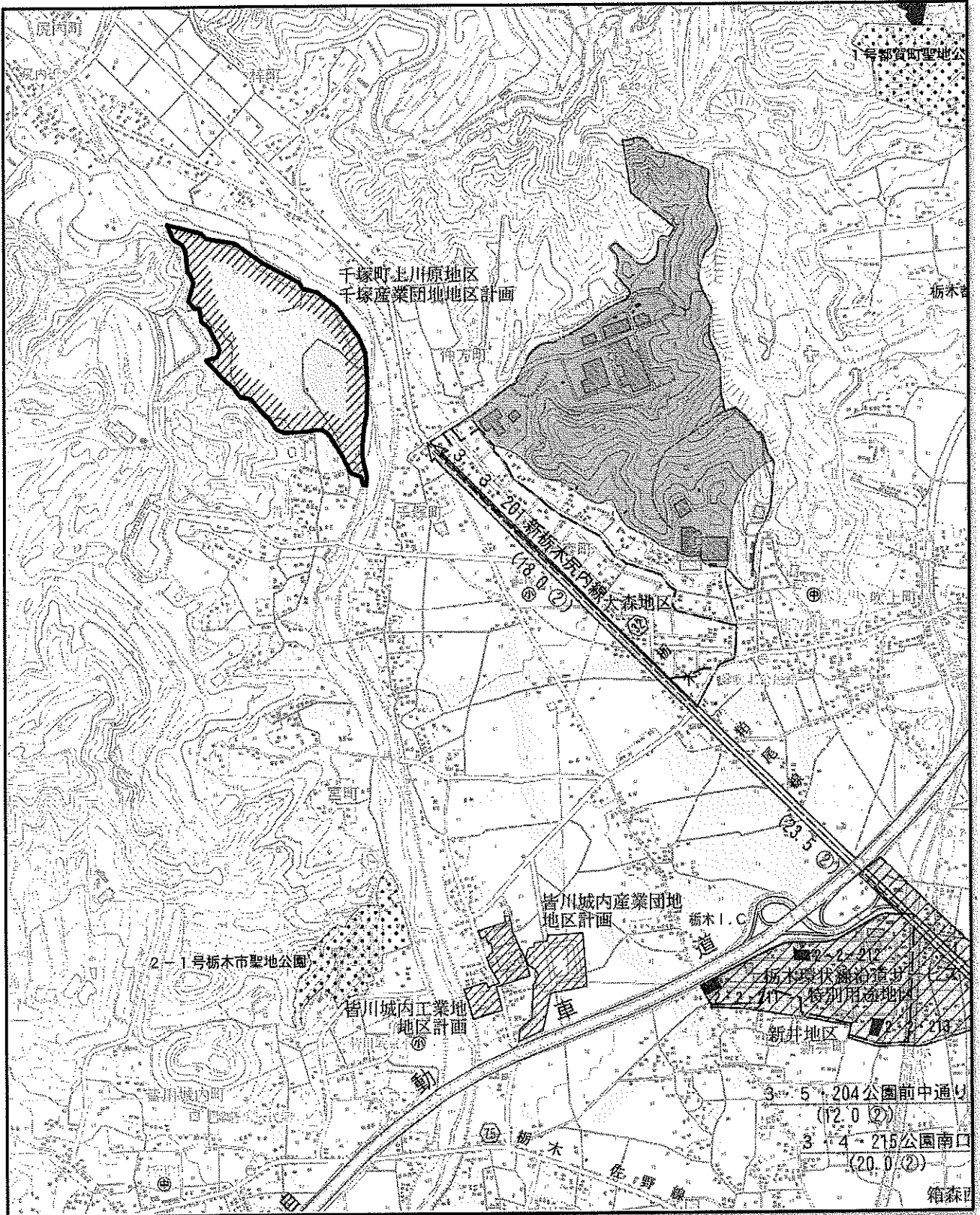
栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

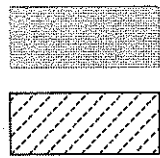
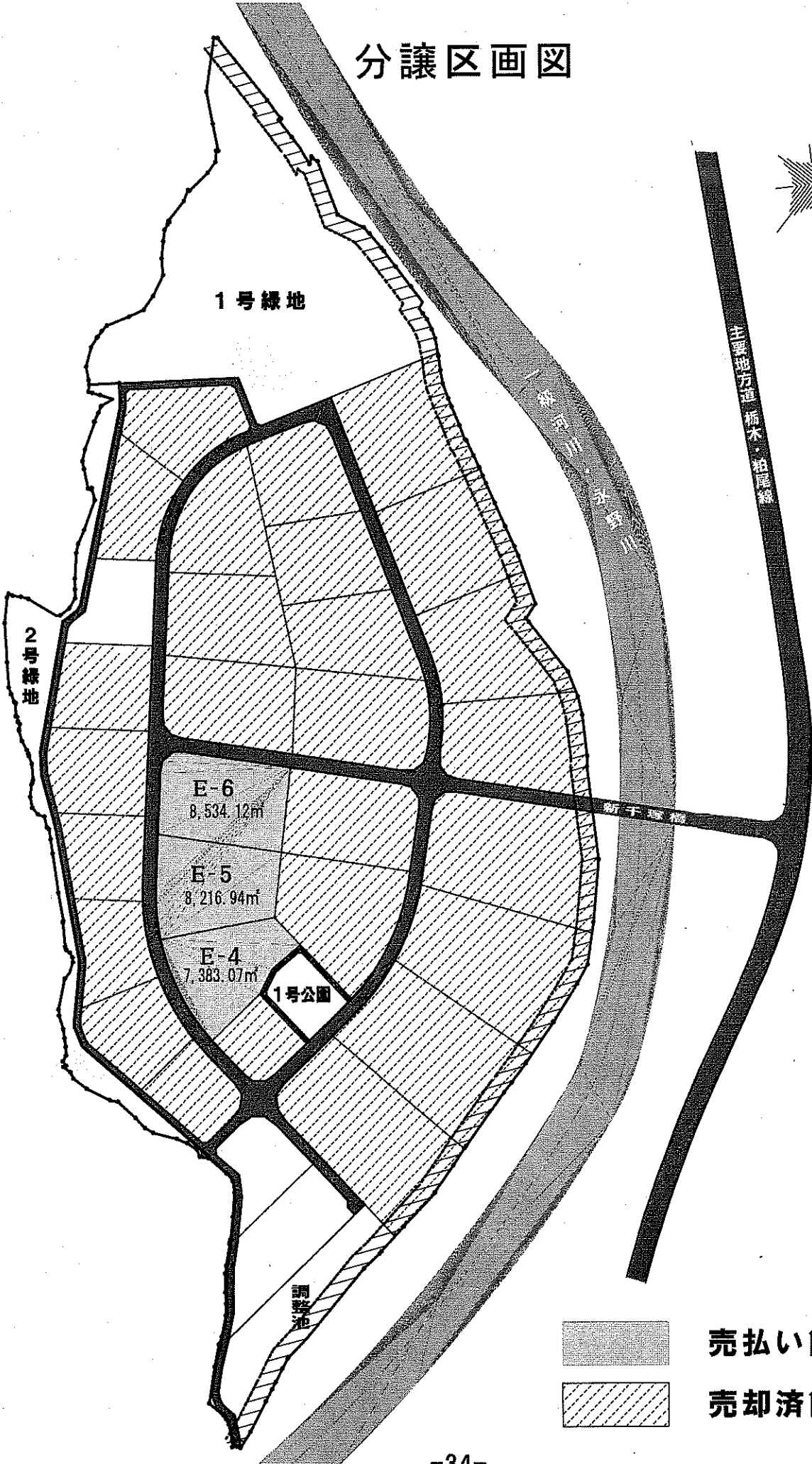
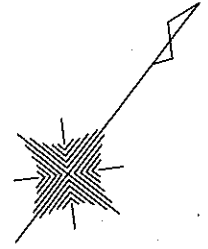
第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の

不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

位置図



分譲区画図



売払い箇所
売却済箇所

(産業基盤整備課)

議案第 22 号

財産の処分について

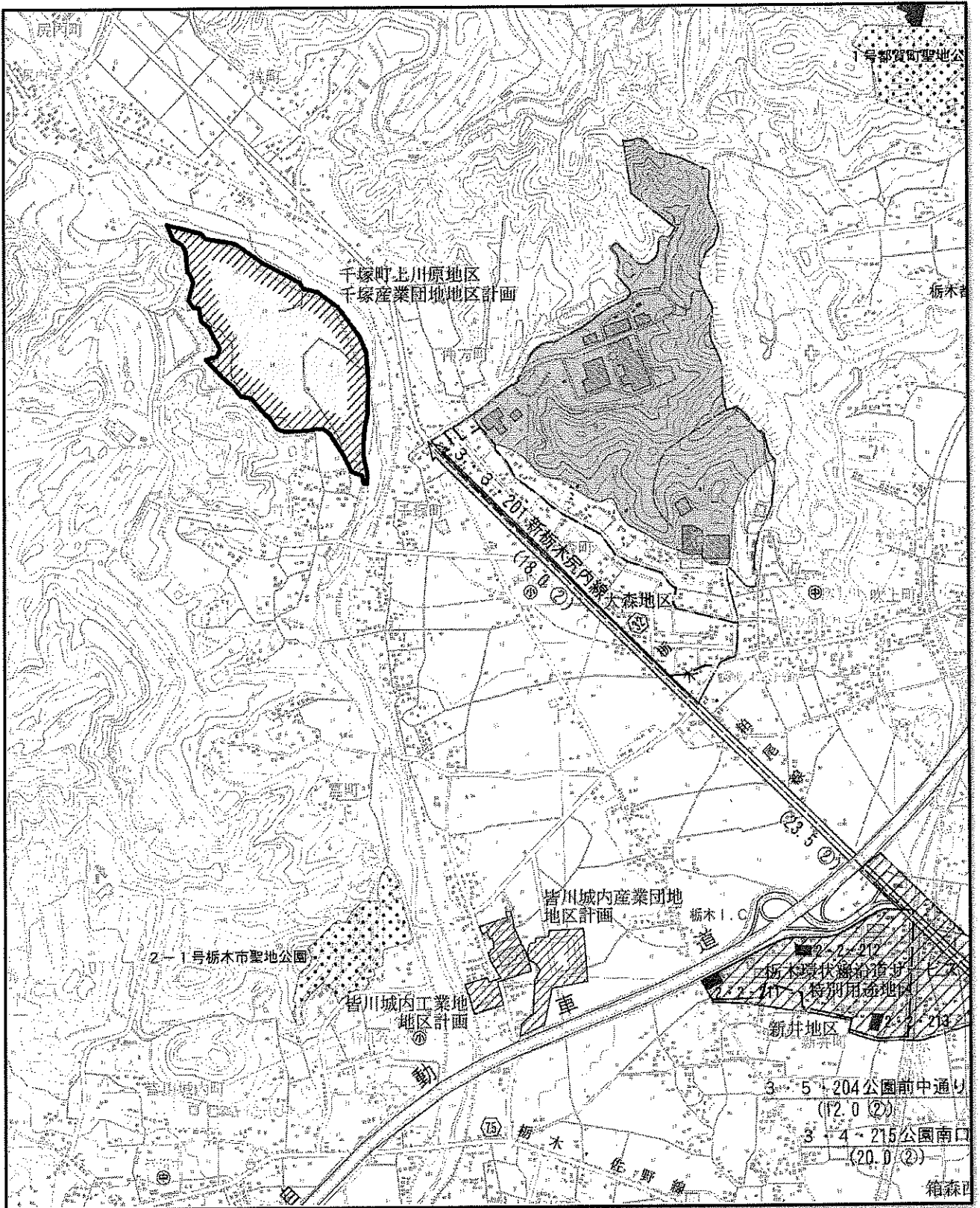
提案理由

栃木市千塚町地内の土地を東日本農産株式会社に売却することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるもの。

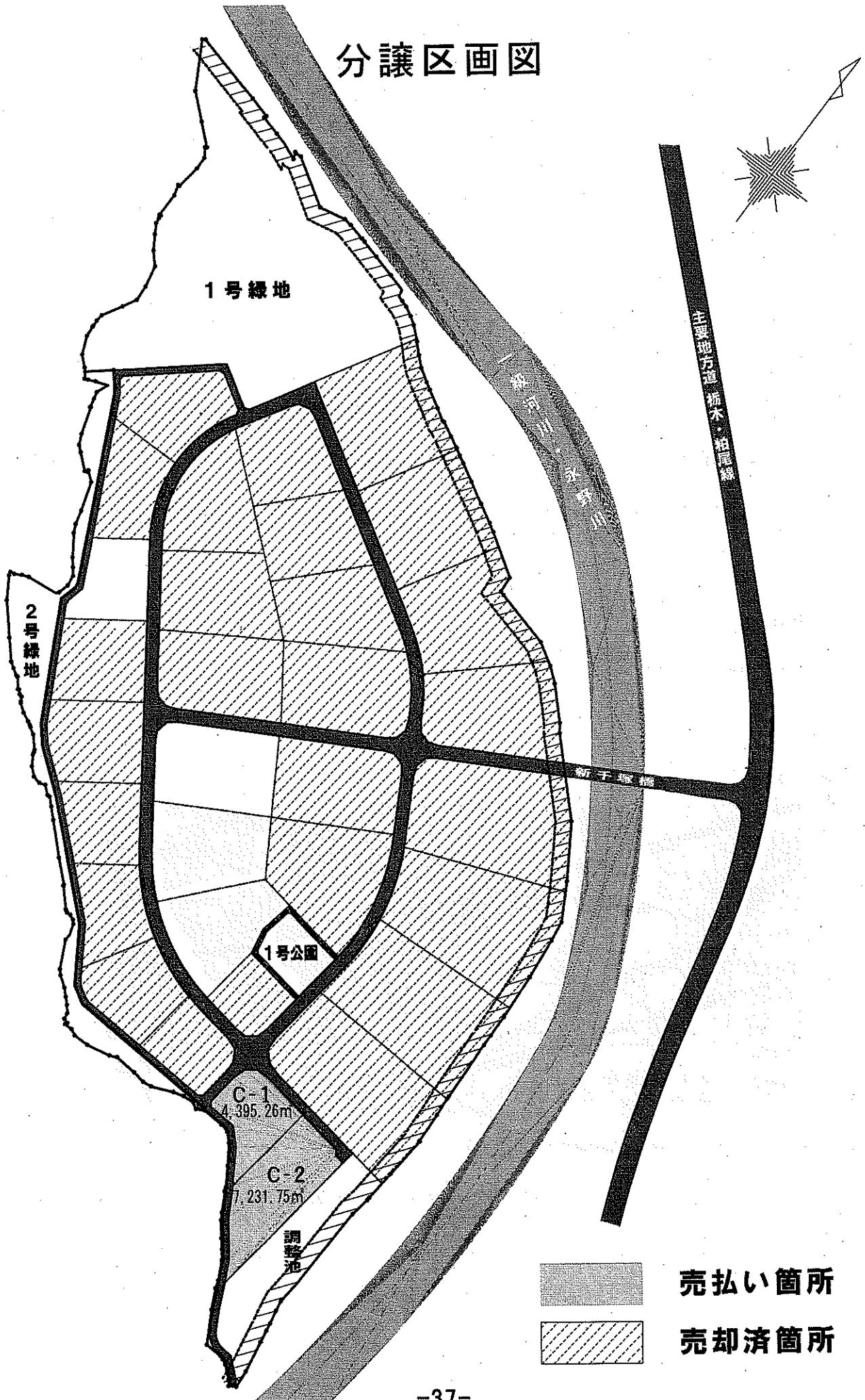
〔参照条文〕

議案第21号と同じ。

位置図



分譲区画図



(文化課)

議案第23号

財産の処分について

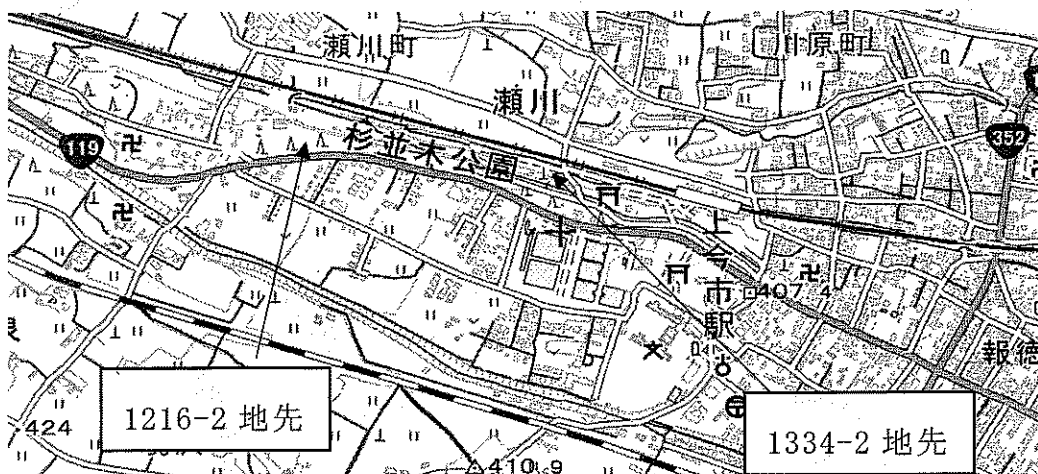
提案理由

栃木県で実施している杉並木オーナー制度の趣旨に基づき、本市で所有している6本の並木杉のうち、2本を栃木県に売却することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第21号と同じ。

【位置図】



※上記の地図は、国土地理院ウェブサイト

(<https://maps.gsi.go.jp/#16/36.427826/139.749098/&base=std&ls=std&isp=1&vs=c1j0h0k10u0t0z0r0s0m0f1>) を加工して作成したもの。

【並木杉の概要】

高さ 約 35 m 幹回り 約 3 m

樹齢 約 350 年

(健康増進課)

議案第24号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木地区急患センターの管理を行わせる指定管理者に一般社団法人下都賀郡市医師会を指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 1～5略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 以下略

(土木管理課)

議案第 25 号

市道路線の認定について

提案理由

栃木地域内において開発行為により帰属された道路について、道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき市道として認定するため、同条第 2 項の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

道路法抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

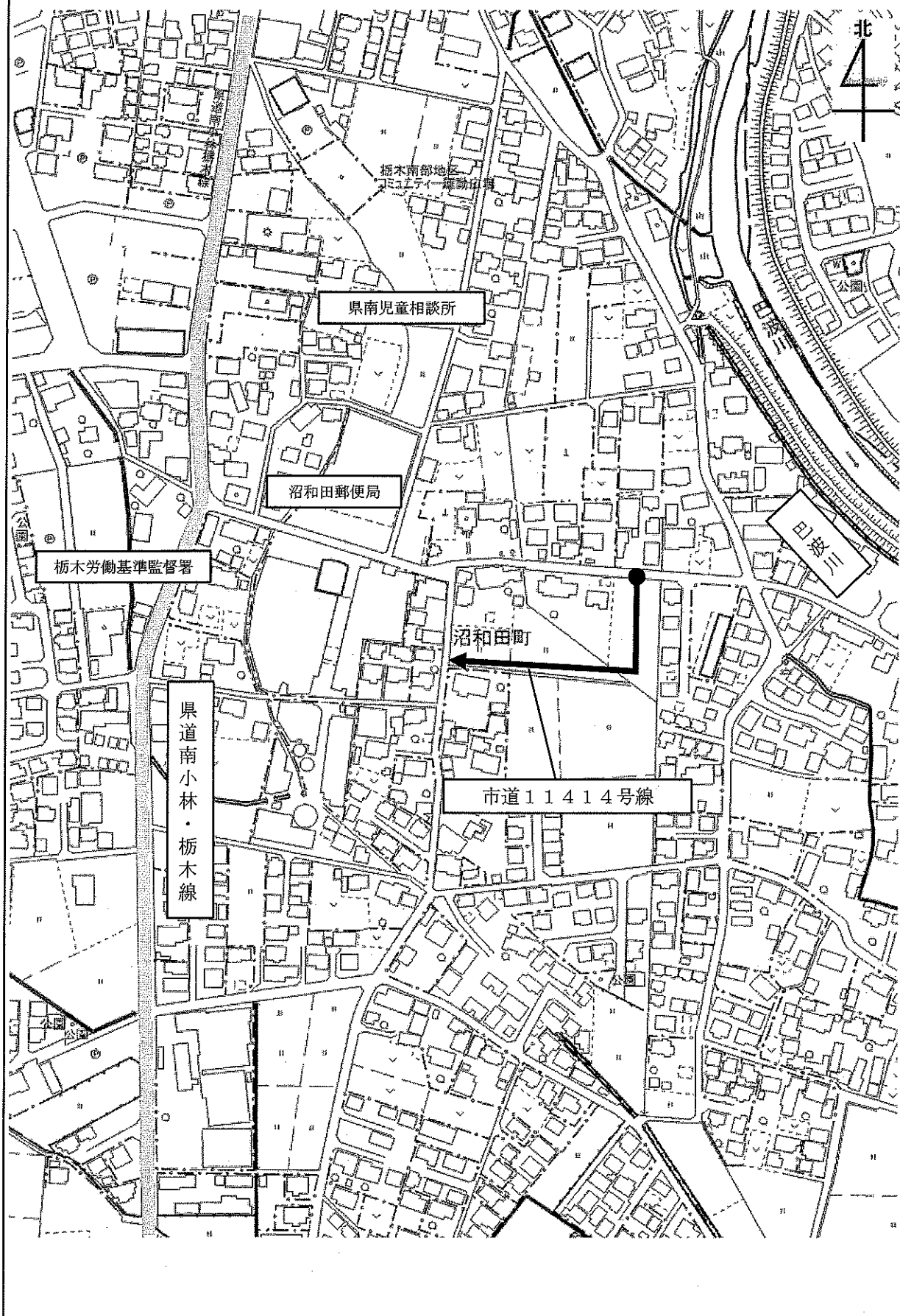
2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 以下略

市道路線認定 位置図

(S=1:2500)

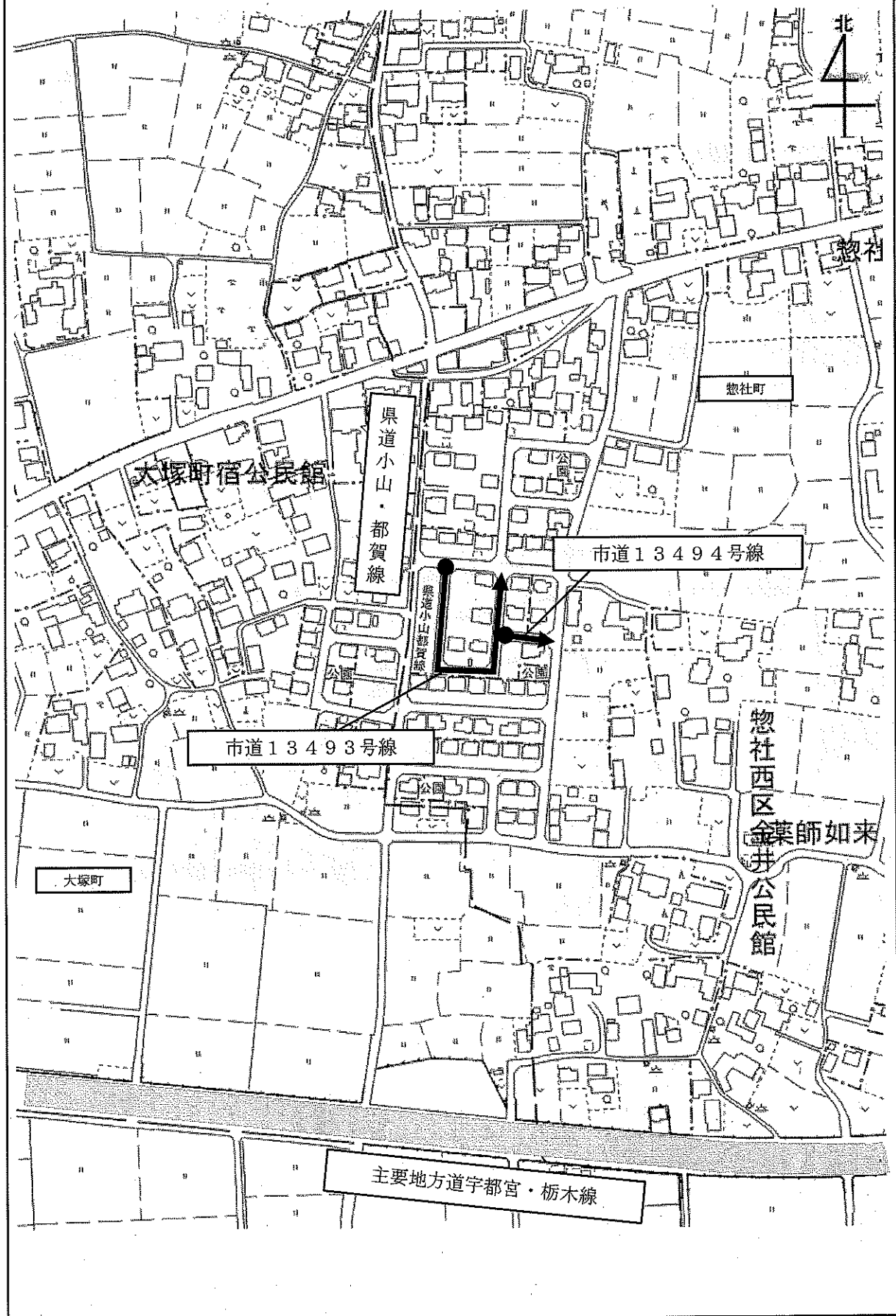
市道11414号線



市道路線認定 位置図

(S=1:2500)

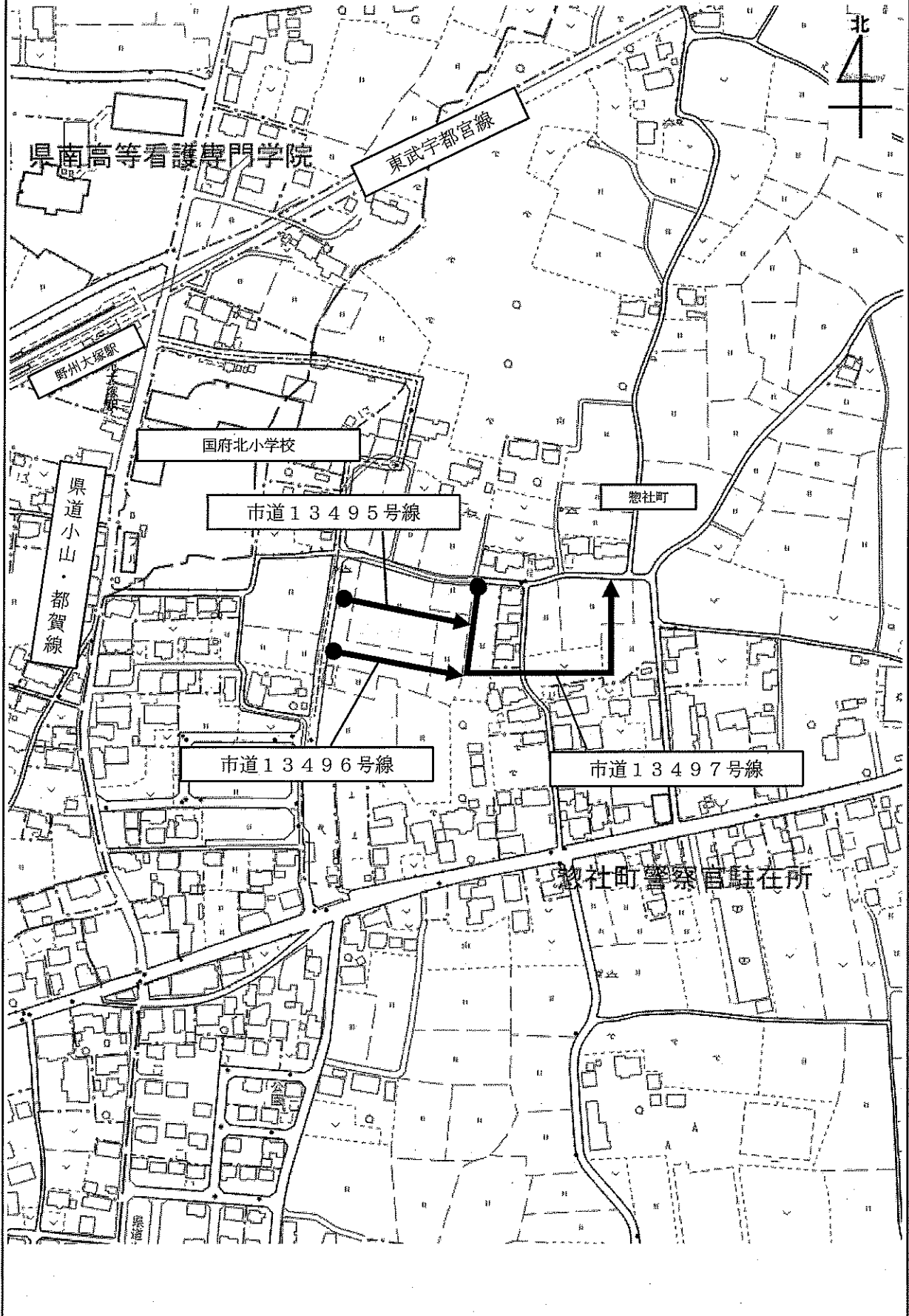
市道13493号線
市道13494号線



市道路線認定 位置図

(S=1:2500)

市道13495号線
市道13496号線
市道13497号線



(土木管理課)

議案第26号

市道路線の廃止について

提案理由

藤岡地域において市道2126号線の道路改良事業により、路線を統合した市道31041号線について、道路法第10条第1項の規定に基づき路線の廃止をするため、同条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

道路法抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 以下略

(路線の廃止又は変更)

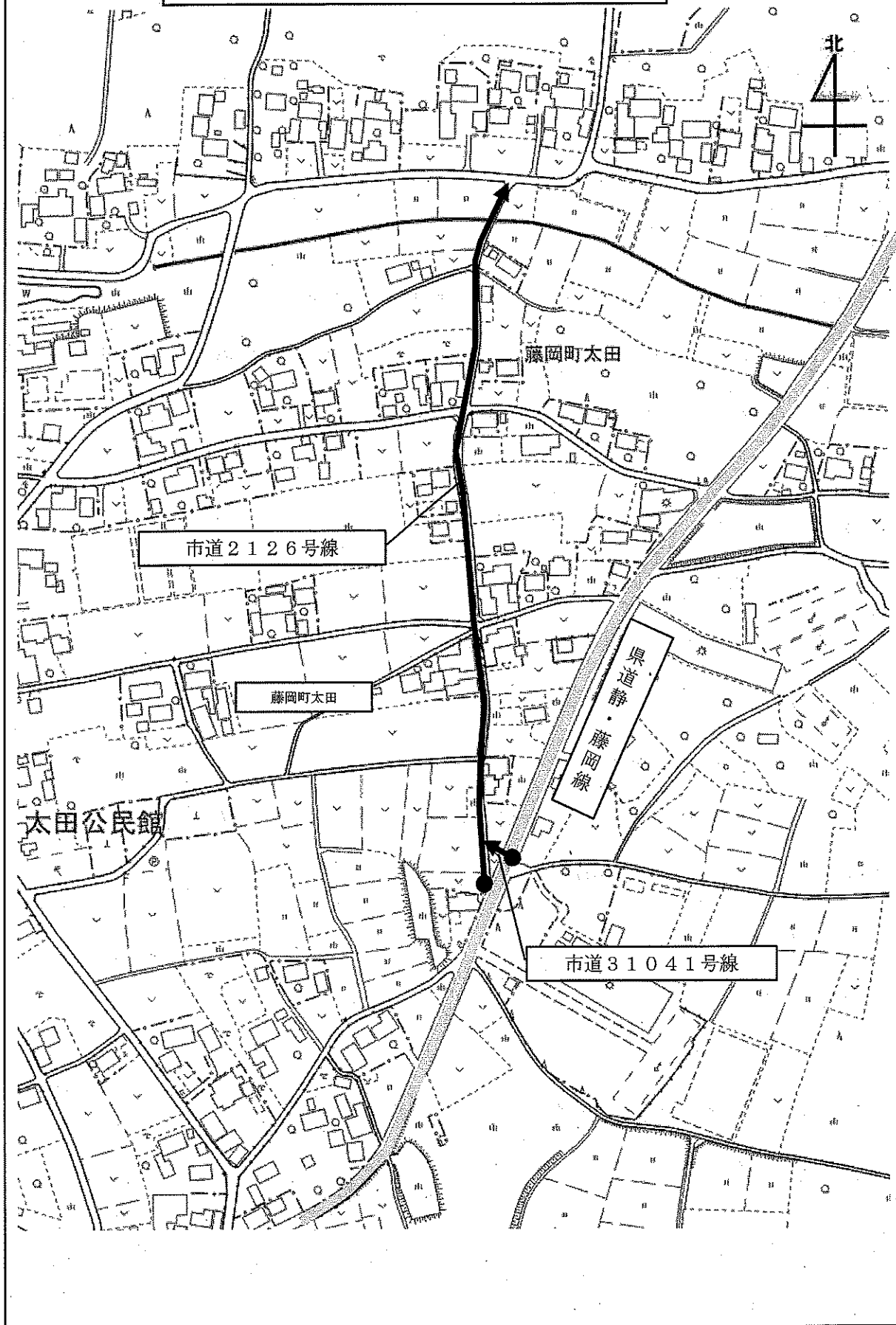
第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 略

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

市道路線廃止 位置図
(S=1:2500)

市道31041号線



(土木管理課)

議案第27号

市道路線の変更について

提案理由

藤岡地域において道路改良事業により整備し、路線を統合した市道2126号線について、道路法第10条第2項の規定に基づき市道路線の変更をするため、同条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

道路法抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 以下略

(路線の廃止又は変更)

第10条 略

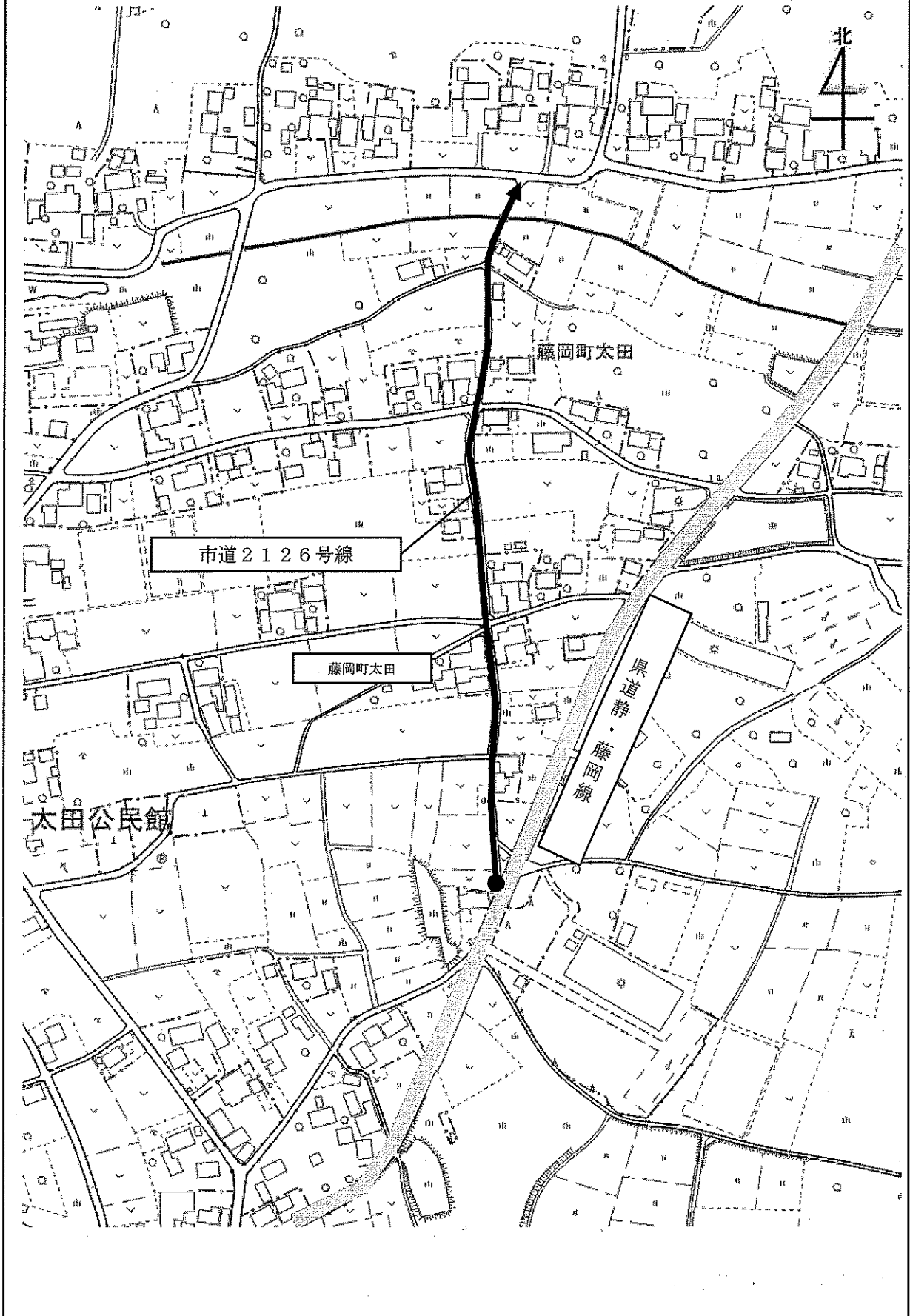
2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道

府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

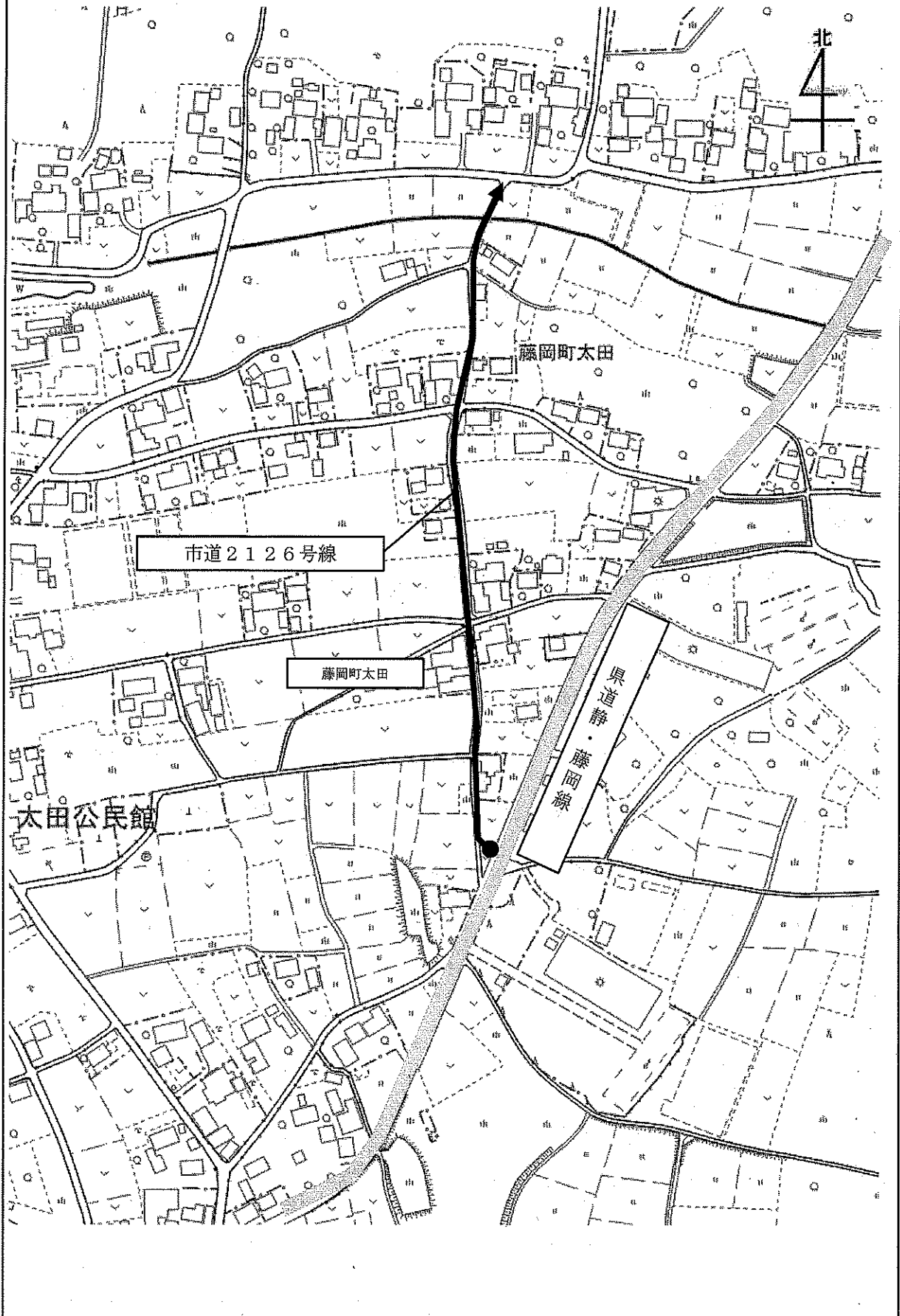
市道路線 変更前 位置図
(S=1:2500)

市道2126号線



市道路線 変更後 位置図
(S=1:2500)

市道2126号線



(職 員 課)

議案第28号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

教育委員会委員6名のうち、西脇はるみ氏が令和2年5月18日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を教育委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参照条文〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

(任命)

第4条 略

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 以下略

西脇 はるみ 氏 の 略 歴

住 所 栃木市藤岡町藤岡5070番地

生年月日 昭和32年5月6日

[Redacted]

主 な 経 歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

提案理由

固定資産評価審査委員会委員6名のうち、大島秀介氏が令和2年5月14日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参照条文〕

地方税法抜粋

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第423条 1・2略

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4 以下略

大島秀介氏の略歴

住 所 栃木市岩舟町豊岡501番地5

生年月日 昭和31年3月30日

[Redacted]

主 な 経 歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員23名のうち、関口茂一郎氏が令和2年6月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

[参照条文]

人権擁護委員法抜粋

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 1・2略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4 以下略

関口茂一郎氏の略歴

住 所 栃木市小野口町3-0-3番地

生年月日 昭和26年2月1日

[Redacted]

主 な 経 歴

[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスクングしています。)

